

日高地域交通人材確保対策業務委託仕様書

本仕様書は、日高地域交通人材確保対策業務（以下、本業務という。）について、必要な事項を定めるものである。

1 業務委託事業名

日高地域交通人材確保対策業務

2 業務目的

本業務は、日高広域連携推進協議会（以下、単に協議会という）構成町（日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町）において共通の課題である、運転手不足の解消を目的とする。

特に、7町の域内を通行するバス路線を運行する道南バス株式会社、J R北海道バス株式会社の運転手が不足していることから、7町が連携して地域公共交通維持のための運転手確保の取組を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）※予定

4 業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルで決定した受託者の企画立案等により、変更する場合がある。

- (1) 既存の大手求人サイトへの、求人広告掲載記事の作成・掲載業務
- (2) 広告閲覧者及び応募者への採用情報等の配信業務
- (3) 採用候補者及び応募者（以下「候補者等」という。）についての情報提供、候補者等に対する効果的なアプローチ手法の情報提供及び実施業務
- (4) 転職相談フェア開催業務
 - ・北海道への移住希望が多い地域等へのフェア開催地の選定
 - ・効果的なブース作り提案
- (5) その他、運転手採用に資する業務

5 成果品

以下の成果品を完了届とともに納品する。

- (1) 委託報告書一式
 - 印刷物7部及び原稿電子データ
- (2) 上記の電子ファイルが格納されている電子媒体一式

6 その他

- (1) 業務内容については、本仕様書のほか、日高地域交通人材確保対策業務プロポーザル実施要領や提案内容に基づき実施すること。
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、各種関係法令等の内容を遵守するほか、協議会と十分に協議を行い、構成町の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 本業務において文献およびその他の資料を参考として引用した場合は、その文献名並びに資料名等を明記し、著作権等に関しては受託者が責任を持って実施すること。
- (4) 作成した印刷物等の知的所有権は発注者に帰属する。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり取得した個人情報並びに7町の情報資産（以下「取得した個人情報等」という。）について、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、強固なセキュリティ環境を構築し、法令等で定められている基準を満たした環境において、適切な管理を行うこと。また、個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取扱うこととし、発注者が別に書面により指示する場合を除き、契約期間が終了した後、取得した個人情報等を速やかに破棄すること。
- (6) 業務の全部を一括して第三者に再委託し、または、請け負わせることは禁止する。業務の一部を第三者に再委託し、または、請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により協議会の承認を得るものとし、可能な限り地元（日高管内または北海道内）の企業の活用に努めること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、協議会と受託者双方で協議・調整の上で実施するものとする。